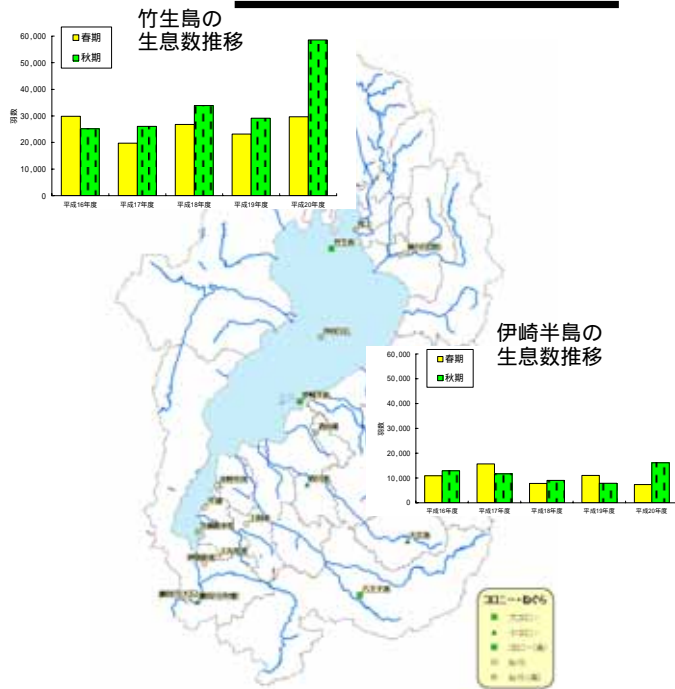


特定鳥獣保護管理計画（カワウ）の骨子

現 状

ねぐら・コロニー分布状況



分布状況

・滋賀県には、竹生島、伊崎半島の大コロニーのほか、小コロニーやねぐらが点在。

生息状況

・県内生息頭数は、35,000～40,000羽程度で推移していたが、平成20年秋期には約75,000羽に急増。

被害状況

・水産資源の食害。
・コロニーでは、枝折りや糞などによる土壌悪化により植生被害が深刻。

漁場での食害



安曇川

多いときには数千羽から一万羽が飛来する。

竹生島の植生被害



1978年
島全体が広葉樹林で覆われていた



2007年
樹木の枯死が進み、島北部では裸地が広がる

計 画 期 間

平成22年3月3日～平成25年3月31日まで

計画の実施区域

県全域

保護管理の目標

- ◆ 漁業被害および植生被害の軽減
- ◆ 地域個体群の安定的維持



被害防除の推進とあわせ、生息数を管理しやすい程度に抑える「個体数調整」を実施。
個体数目標は、被害が表面化しておらず、また、カワウの顕著な減少が生じていなかった4,000羽に設定。

地域区分	琵琶湖・河川	竹生島	伊崎半島	その他池沼
被害の態様	漁業被害	植生被害		植生被害等
短期目標 平成21年度～平成23年	カワウ個体数の顕著な低減 効果的な防除および漁場へのカワウ飛来数の低減による被害の減少	健全な森林が残る島東南部エリアでは、今後ともカワウの営巣阻止により、植生被害を防止	健全な森林が残る半島北部エリアでは、今後ともカワウの営巣阻止により、植生被害を防止 カワウが営巣する半島南西部エリアでは、湾岸部にカワウ営巣の限定集中化	既存の小コロニーの監視 新規コロニーを作らせない
長期目標 平成24年度以降	漁業被害および植生被害が表面化していなかったカワウの生息数4,000羽程度まで個体数を低減 (4,000羽は指標であり、生息数や被害状況などによって増減する可能性がある)	漁業被害が表面化していなかったカワウの平均漁獲量(1,300t)以上の漁獲量の確保 多様な河川環境の保全・整備	全島での森林植生の維持・復元 営巣を一部区域に限定 全域での森林植生の維持・復元	
カワウの被害を感じさせない豊かな琵琶湖と河川を取り戻す				

個体数管理

1. 個体数調整

生息数を大幅に減少させるため、銃器による個体数調整を実施。捕獲方法は、カワウの生態等に応じ、効率的な手法を選択・実施。

2. 小コロニー・ねぐらの管理

現在の小コロニーやねぐらが、巨大化したりコロニーへ成長することを防ぐため、随時監視し、地域関係者と連携し早期対応体制を構築。

3. その他

個体数調整を推進するため、捕獲個体の各種データを可能な限り収集。

被害防除

1. 漁業被害

防鳥糸や防鳥ネットの設置、定期的な巡回や花火等による追い払いおよび銃器による捕獲など、地域の実情にあった対策を総合的に実施。

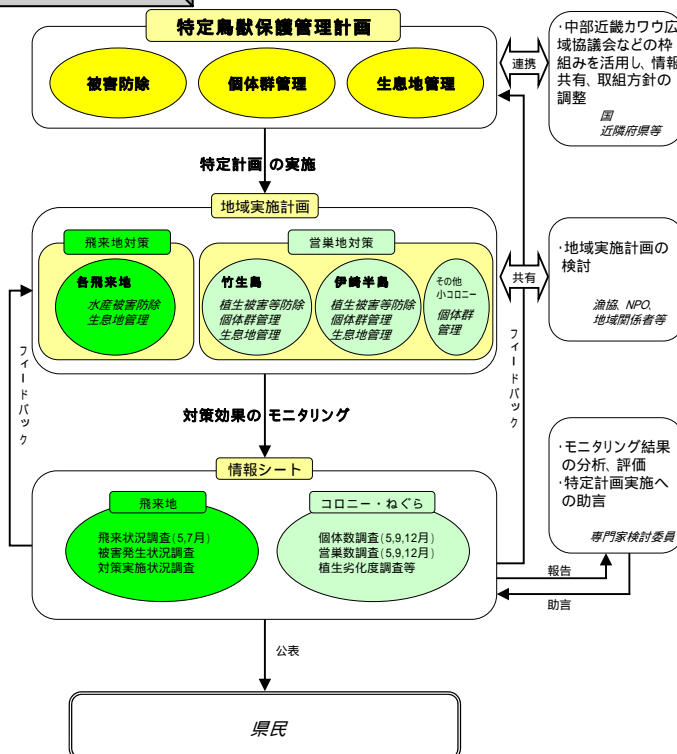
2. 植生被害

樹上営巣を未然に防止し、枝折りなどを行わせないように樹林に近づけないことが必要。営巣を防止する地域では、定期的な巡回による追い払い、巣落とし、立木の皆伐など、実情にあった対策を総合的に実施。

生息環境管理

水産資源保全対策等の推進により、多様で豊富な魚類相を回復させ、漁業への影響を軽減。また、河川等においては、多様な河川環境の創出に配慮。樹木枯死区域においては、郷土樹種の植栽、枯死木の伐採、間伐、天然更新樹種の育成などにより、本来の植生を復元。カワウに強い森づくりを推進。

実施体制



1. 近隣府県との連携

中部近畿カワウ広域協議会などの枠組みを活用し、近隣府県と連携して取組を実施。

2. 地域実施計画の策定

地域の実情に応じた総合的な対策を実施するため、ねぐら・コロニーおよび採食地ごとに地域実施計画を策定。

3. モニタリングの実施

ねぐら・コロニーおよび採食地ごとに情報シートを作成し、地域実施計画および特定計画にフィードバックさせ、必要に応じ修正を図る「順応的管理」により保護管理を推進。